

吸収分割に係る事前備置書類
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める開示事項)

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

2025年1月16日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン&アイ・ホールディングス
代表取締役 井阪 隆一

株式会社セブン&アイ・ホールディングス(以下「当会社」といいます。)は、株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク(以下「セブン&アイ・クリエイトリンク」といいます。)との間で、2025年2月27日を効力発生日(以下「本件効力発生日」といいます。)として、当会社の営む、株式会社セブカルチャーネットワーク(以下「セブカルチャーネットワーク」といいます。)に係る株式の保有及び管理を行う事業に関して有する権利義務(以下「本件承継権利義務」といいます。)をセブン&アイ・クリエイトリンクに承継させる吸収分割(以下「本件分割」といいます。)を実施いたします。

本件分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事前開示事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容(会社法第782条第1項)

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第183条第1号イ)

本件分割に際して、セブン&アイ・クリエイトリンクは、普通株式6,000株を発行し、当会社に対し、本件承継権利義務の対価として、その全てを交付いたします。交付株式数は、承継対象となる株式について評価を行い、効力発生日である2025年2月27日において当会社がセブン&アイ・クリエイトリンクの完全親会社であることを踏まえ、当会社及びセブン&アイ・クリエイトリンクの協議により決定したものであり、相当であると判断いたします。

また、セブン&アイ・クリエイトリンクにおいて、資本金及び準備金の増加額は、会社計算規則第37条及び第38条に従い、同社が定めることとしております。当該資本金及び準備金の額は、セブン&アイ・クリエイトリンクの財務状況、資本政策等の諸事情を総合的に勘案した上で法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断いたします。

3. 吸収分割が効力を生じる日に全部取得条項付種類株式の規定による株式の取得又は剰余金の配当を行う場合の会社法第 171 条第 1 項又は同法第 454 条第 1 項の決議に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 2 号)

該当事項はありません。

4. 吸収分割に係る新株予約権の定め相当性に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 3 号)

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第 183 条第 4 号)

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容(会社法施行規則第 183 条第 4 号イ)

別紙 2 のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容(会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ)

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ)

別紙 3 のとおりです。

6. 吸収分割会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 183 条第 5 号イ)

別紙 4 のとおりです。

7. 吸収分割が効力を生じる日以後における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 183 条第 6 号)

- (1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

当会社の2024年2月29日現在の貸借対照表における資産の額は2,657,276百万円、負債の額は1,257,590百万円です。そして、本件分割に際して、当会社からセブン&アイ・クリエイトリンクに承継させる予定の資産の額は285百万円(2024年2月29日現在)、負債の額は0円(2024年2月29日現在)であり、いずれも資産の額は負債の額を上回っております。なお、上記時点以降本日に至るまで、当会社の資産及び負債並びに当会社がセブン&アイ・クリエイトリンクに承継させる予定の資産及び負債に重大な変動は生じておらず、本件分割の効力発生日までの間についても、現在のところ重大な変動をもたらす事態は予想されておられません。

また、本件分割後の当会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予想されておられません。

したがって、本件効力発生日以後における当会社の債務につき、履行の見込みがあるものと判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

前記(1)のとおり、本件分割において、セブン&アイ・クリエイトリンクが当会社から承継する債務はありません。

以 上

別紙 1

吸収分割契約書

吸収分割契約書

株式会社セブン&アイ・ホールディングス（以下「分割会社」という。）及び株式会社セブン&アイ・クリエイトリック（以下「承継会社」という。）は、分割会社の事業の一部を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割）

分割会社は、本契約に定めるところに従い、吸収分割の方法により、分割会社の営む、株式会社セブンカルチャーネットワークに係る株式の保有及び管理を行う事業（以下「本事業」という。）に関して有する第3条第1項記載の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という。）を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

第2条 （吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所）

分割会社及び承継会社の商号及び住所は以下のとおりである。

- (1) 吸収分割会社
商号：株式会社セブン&アイ・ホールディングス
住所：東京都千代田区二番町8番地8
- (2) 吸収分割承継会社
商号：株式会社セブン&アイ・クリエイトリック
住所：東京都千代田区二番町8番地8

第3条 （承継する権利及び義務等）

1. 本吸収分割に際し、承継会社は、別紙「承継権利義務明細」記載の本承継対象権利義務を分割会社から承継する。
2. 本吸収分割に際し、承継会社は、前項に定めるほか、分割会社から、資産、債務、分割会社の従業員に係る雇用契約その他の権利義務を一切承継しないものとする。

第4条 （対価）

承継会社は、本吸収分割に際して、本承継対象権利義務の全部の承継の対価として、第6条で定める本効力発生日において、承継会社の普通株式6,000株を発行し分割会社に対して交付する。

第5条 （吸収分割承継会社における資本金及び準備金の額）

本吸収分割により増加すべき承継会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 増加資本金 0円
- (2) 上記以外の準備金その他の変動額
会社計算規則第37条及び第38条に従い、承継会社が定める。

第6条 （効力発生日）

本吸収分割は、(i) 2025年2月26日付の株式会社イトーヨーカ堂から分割会社に対する、株式会社イトーヨーカ堂が保有する株式会社セブンカルチャーネットワークの株式の全部を対象とする現物配当の効力発生、(ii) 2025年2月26日付の株式会社セブン-イレブン・ジャパンから分割会社に対する、株式会社セブン-イレブン・ジャパンが保有する株式会社セブンカルチャーネットワークの株式の全部を対象とする現物配当の効力発生、及び、(iii) 株式会社セブン&アイ・ネットメディア及び分割会社の間の2025年1月9日付吸収分割契約に基づく、株式会社セブン&アイ・ネットメディ

アを吸収分割会社、分割会社を吸収分割承継会社とする、株式会社セブン&アイ・ネットメディアが保有する株式会社セブカルチャーネットワークの株式の全部を承継対象とする吸収分割の効力発生を条件として、効力を生じるものとし、その効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2025年2月27日とする。但し、本吸収分割に係る手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、分割会社及び承継会社は、協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第7条 （株主総会による承認）

1. 分割会社は、会社法第784条第2項の定めに従い、本契約について同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。
2. 承継会社は、本効力発生日の前日までに、本契約について会社法第795条第1項の定める株主総会の承認を得るものとする。

第8条 （吸収分割の条件変更・中止及び本契約の解除）

分割会社及び承継会社は、本効力発生日までの間、協議し合意の上、本吸収分割の条件を変更し、本吸収分割を中止し、又は本契約を解除することができる。

第9条 （準拠法及び管轄裁判所）

本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関連する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条 （協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関して定めのない事項その他本吸収分割に必要な事項については、本契約の趣旨に従い、分割会社及び承継会社が誠実に協議の上、これを決定する。

（以下余白）

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、分割会社及び承継会社がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 1 月 9 日

分割会社： 東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社セブン&アイ・ホールディングス
代表取締役 井阪 隆一 印

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、分割会社及び承継会社がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 1 月 9 日

承継会社： 東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク
代表取締役 泉井 清志 印

別紙 承継権利義務明細

本吸収分割に際し、承継会社は、以下に掲げる資産を分割会社から承継する。

(1) 資産

- ・ 分割会社が本効力発生日において本事業に関して保有する株式会社セブンカルチャーネットワークの株式の全部

以上

別紙 2

吸収分割承継会社

(株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク)

の最終事業年度に係る計算書類等

第19期 計算書類

（ 自 2023年3月 1日
至 2024年2月29日 ）

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

株式会社 セブン&アイ・クリエイトリンク

貸借対照表

(2024年2月29日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,326,902	流動負債	3,899,994
現金及び預金	2,179,048	短期借入金	300
商 品	108	1年内返済予定の長期借入金	2,026,132
仕 掛 品	31,065	リ ー ス 債 務	1,132
貯 蔵 品	823	未 払 金	705,797
前 払 費 用	337,088	未 払 費 用	135,503
短期貸付金	4,552	未払消費税等	72,926
未 収 入 金	736,012	未払法人税等	41,308
そ の 他	38,202	未払事業所税	7,204
		預 り 金	379,263
		前 受 収 益	66,100
固定資産	16,410,986	契 約 負 債	295,578
有形固定資産	12,704,613	賞 与 引 当 金	152,749
建 物	13,768,673	役員賞与引当金	16,000
構 築 物	1,672,876		
車 両 運 搬 具	10,021	固定負債	7,837,934
器 具 備 品	443,023	長期借入金	4,085,892
土 地	5,189,829	リ ー ス 債 務	2,077
リ ー ス 資 産	12,772	役員退職慰労引当金	34,296
減価償却累計額	△ 8,392,582	長期預り金	3,069,206
		資産除去債務	581,493
		繰延税金負債	64,967
無形固定資産	536,705		
借 地 権	468,000	負債合計	11,737,928
商 標 権	5,306		
ソフトウェア	63,325	(純資産の部)	
そ の 他	72	株主資本	7,999,960
投資その他の資産	3,169,667	資 本 金	1,070,000
投資有価証券	895,000	資 本 剰 余 金	1,070,000
長期差入保証金	1,068,656		
関係会社差入保証金	68,817	資 本 準 備 金	1,070,000
長期前払費用	161,761	利 益 剰 余 金	5,859,960
前払年金費用	968,469	その他利益剰余金	5,859,960
そ の 他	6,962	繰越利益剰余金	5,859,960
資産合計	19,737,889	純資産合計	7,999,960
		負債及び純資産合計	19,737,889

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2023年 3月 1日)
(至 2024年 2月 29日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		
不動産賃貸収益	6,137,233	
その他の営業収益	3,917,209	10,054,442
営業原価		
不動産賃貸原価	6,670,422	
その他の営業原価	2,282,959	8,953,382
営業総利益		1,101,060
販売費及び一般管理費		963,955
営業利益		137,105
営業外収益		
受取利息	207	
受取配当金	5,135	
その他	35,788	41,132
営業外費用		
支払利息	36,205	
その他	13,246	49,451
経常利益		128,785
特別利益		
前期連結納税個別帰属額調整額	1,043	1,043
特別損失		
固定資産廃棄損	14,748	
		14,748
税引前当期純利益		115,080
法人税、住民税及び事業税	33,776	
法人税等調整額	44,280	78,057
当期純利益		37,023

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2023年3月 1日
至 2024年2月29日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産 合計
	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	純資産 合計	
	資本金	資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益剰余金				
				その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	1,070,000	1,070,000	1,070,000	5,822,937	5,822,937	7,962,937	7,962,937	
当期変動額								
当期純利益				37,023	37,023	37,023	37,023	
当期変動額合計				37,023	37,023	37,023	37,023	
当期末残高	1,070,000	1,070,000	1,070,000	5,859,960	5,859,960	7,999,960	7,999,960	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品	-----	個別法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
商品	-----	最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
時蔵品	-----	最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 市場価格のない株式等	-----	移動平均法による原価法
-----------------------	-------	-------------

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産 (リース資産を除く)	-----	定額法
(2)無形固定資産 ソフトウェア(自社利用) (リース資産を除く)	-----	定額法 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
(3)リース資産	-----	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金	-----	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(2)賞与引当金	-----	従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
(3)役員賞与引当金	-----	役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
(4)退職給付引当金 (又は前払年金費用)	-----	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。尚、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異及び過去勤務費用を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から損益処理しております。過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理しております。
(5)役員退職慰労引当金	-----	役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、次の5ステップアプローチに基づき、約束した商品または役務を顧客に移転し、顧客が当該商品又は役務に対する支配を獲得した時に収益を認識しております。

- ステップ1：契約の識別
- ステップ2：履行義務の識別
- ステップ3：取引価格の算定
- ステップ4：履行義務への取引価格の配分
- ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社は、㈱セブン&アイ・ホールディングスのグループ会社からの業務受託契約に基づく、テナントサービス提供および企画立案や業務開発支援等を行っております。

また、自営店舗においてはテナントサービス提供およびラウンジ事業等のサービス運営を行っております。㈱セブン&アイ・ホールディングスのグループ会社からの業務受託契約に基づくテナントサービス提供および自営店舗におけるテナントサービス提供においては、契約に基づき、履行義務が充足される一定期間にわたり収益を認識しております。

㈱セブン&アイ・ホールディングスのグループ会社からの業務受託契約に基づく、企画立案や業務開発支援に関しては、契約の進捗状況に応じて履行義務が充足される一時点において収益を認識しております。

ラウンジサービス運営等のサービス提供については、顧客に対する履行義務が充足される一時点において収益を認識しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。
なお、計算書類に与える影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に提供している資産

(1) 宅建営業保証金として担保に提供している資産

長期差入保証金	-----	10,000 千円
---------	-------	-----------

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	-----	274,066 千円
--------------------	-------	------------

(2) 関係会社に対する長期金銭債権	-----	68,817 千円
--------------------	-------	-----------

(3) 関係会社に対する短期金銭債務	-----	193,923 千円
--------------------	-------	------------

(4) 関係会社に対する長期金銭債務	-----	445,371 千円
--------------------	-------	------------

V. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高	営業収益	-----	3,033,974 千円
----------------	------	-------	--------------

	営業費用	-----	338,025 千円
--	------	-------	------------

(2) 関係会社との営業取引以外の取引高	-----	430,465 千円
----------------------	-------	------------

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数	-----	普通株式	24,000 株
		A種類株式	3,070 株

VII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳（単位：千円）

繰延税金資産

貸与引当金	53,969
未払事業税・事業所税	8,538
減価償却損金算入限度超過額	76,887
資産除去債務	178,081
減損損失否認額	19,489
繰越欠損金	11,988
連結納税加入時の時価評価損益	51,204
その他	11,751
繰延税金資産小計	411,909
評価性引当額	<u>△ 76,690</u>
繰延税金資産合計	<u>335,219</u>

繰延税金負債

前払年金費用	296,591
資産除去資産	42,485
連結納税加入時の時価評価損益	60,917
その他	191
繰延税金負債合計	<u>400,187</u>

繰延税金資産の純額 △ 64,967

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。

また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品の状況に対する取組方針

当社の資金運用については、安全性・流動性・効率性の重視を基本方針としており、高格付けの銀行預金での短期運用(1年以内)に限定して運用しております。

また、資金調達には、グループ内からの借入によっております。借入金金の用途は、主に店舗開発等に係る不動産の取得資金であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

長期差入保証金は、差入先の信用リスクに晒されておりますが、店舗賃貸借取引に伴う敷金及び保証金であり、適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

預り金は、主にテナントからお預かりしたものであります。

長期預り金は、店舗賃貸借取引に係る保証金であり、契約満了時に一括して返還するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年2月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に基づき、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する、現金及び預金、短期借入金等については注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期差入保証金	1,068,656	1,001,032	△ 67,624
(2) 関係会社差入保証金	68,817	64,010	△ 4,807
(3) 1年内返済予定の長期借入金	2,026,132	2,025,918	△ 214
(4) 長期借入金	4,085,892	4,085,543	△ 349
(5) 長期預り金	3,069,206	2,998,309	△ 70,897

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 長期差入保証金、関係会社差入保証金、長期預り金

これらの時価については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等に信用リスクを加味した利率により割り引いて算定しております。

② 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

これらの時価については、一定の期間ごとに分類して、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等に加重平均法を用いて、貸付金利を算定しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等については、上表に含めておりません。

当該金融商品の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
投資有価証券	895,000

IX. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用商業施設を有しております。
 2024年2月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、△533,188千円
 (賃貸収益は不動産賃貸収益として営業収益に、賃貸費用は不動産賃貸原価として営業原価に計上)であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

第19期 計算書項

賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
前事業年度末残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
12,938,929	26,618	12,965,547	14,396,767

注1. 貸借対照表計

注2. 時価の算定方法

主として、「不動産鑑定評価基準」に基づく鑑定評価額もしくは指標等を用いて合理的な調整を行って算出した金額であります。

X. 関連当事者との取引に関する注記

1. 関連当事者との取引

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
親会社	㈱セブン&アイ・ホールディングス	被所有直接49%	業務の受託	業務委託料等	22,564千円	未払金	31,956千円
				グループ通算制度の支払予定額	11,270千円		
						関係会社差入保証金	67,817千円
親会社	㈱イトーヨーカ堂	被所有直接51%	業務の受託 賃貸借契約	手数料収入	2,781,989千円	未収入金	272,535千円
				不動産賃貸収入等	251,984千円	長期預り金	445,371千円
				地代家賃等	315,111千円	契約負債	42,615千円
				差入保証金の返還	418,151千円	関係会社差入保証金	1,000千円
親会社の 子会社	㈱セブン&アイ・フィナンシャルセンター	なし	資金の借入	借入金の返済	781,880千円	1年内返済予定の長期借入金	2,021,880千円
						長期借入金	4,078,960千円
				借入利息	36,022千円	未払費用	7,876千円

1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

1) ㈱イトーヨーカ堂からの店舗賃料・敷金等は、当社のショッピングセンターにおいて集客力となる核テナントであることを勘案し、交渉により決定しております。

業務委託料に関しては、市場価格を勘案して、一般取引と同様に決定しております。

2) ㈱セブン&アイ・フィナンシャルセンターからの借入に対する利息についてはTIBORを基礎として決定しております。

XI. 1株当たり情報に関する注記

・ 1株当たり純資産額	295,528	円	65	銭
・ 1株当たり当期純利益	1,367	円	69	銭

XII. 収益認識に関する注記

1. 収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4. 収益及び費用の計上基準)に同一内容記載のため、注記を省略いたします。

第19期 計算書類に係る附属明細書

〔 自 2023年3月 1日
至 2024年2月29日 〕

株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価	
有形固定資産	建物	7,340,972	129,025	10,416	589,337	6,870,243	6,898,429	13,768,673	
	構築物	505,809	20,890	1,213	72,831	452,654	1,220,222	1,672,876	
	車両運搬具	2,975	-	-	1,433	1,542	8,478	10,021	
	器具備品	202,905	32,439	164	47,729	187,451	255,571	443,023	
	土地	4,640,716	549,112	-	-	5,189,829	-	5,189,829	
	リース資産	7,076	-	-	4,183	2,892	9,880	12,772	
	建設仮勘定	440	-	440	-	-	-	-	
	計	12,700,895	731,467	12,234	715,515	12,704,613	8,392,582	21,097,195	
	無形固定資産	借地権	468,000	-	-	-	468,000	-	-
		商標権	6,026	-	-	719	5,306	-	-
ソフトウェア		78,014	15,245	-	29,933	63,325	-	-	
その他		526	-	440	13	72	-	-	
計		552,567	15,245	440	30,667	536,705	-	-	

(注1) 当事業年度の主な増加は以下のとおりです。

土地：新規出店による増加（東青梅88,822千円、荻戸西364,765千円、四街道95,523千円）

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	658	-	658	-
賞与引当金	118,969	152,749	118,969	152,749
役員賞与引当金	15,200	16,000	15,200	16,000
退職給付引当金 (△前払年金費用)	△ 835,685	24,184	156,968	△ 968,469
役員退職慰労引当金	25,803	8,493	-	34,296

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
地 代 家 賃	81,716	
役 員 報 酬	51,580	
役員賞与引当金繰入額	16,000	
従業員給与手当	81,603	
賞与引当金繰入額	7,764	
役員退職慰労引当金繰入額	8,493	
法 定 福 利 費	375,741	
手 数 料	41,242	
E D P 費 用	109,789	
そ の 他	190,024	
合 計	963,955	

第 19 期事業報告

〔 自 2023年3月 1日
至 2024年2月29日 〕

添付書類

事業報告

〔 自 2023年3月 1日
至 2024年2月29日 〕

I. 会社の状況に関する重要な事項

1. 会社の現況に関する事項

(1)事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」に移行するなど、行動制限の緩和が一層進み、経済活動の正常化による個人消費の持ち直しの動きが見られました。一方、エネルギーコストや原材料価格の高騰に伴う物価上昇や為替変動による影響に加え、世界的な金融引締めによる景気への影響が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような事業環境の中、当社は、セブン&アイ・グループ唯一のディベロッパー会社として、創業来培ってきたノウハウを最大限に利活用し、グループ各社の成長戦略に対する各種支援を行いながら、グループ全体で推し進めている戦略投資インフラの整備に関する支援業務を行ってまいりました。また、自社運営店舗の取組みでは、新規にセブン・イレブンを核とした小規模店舗を取得する一方、「セブンパーク天美」の利益改善に向けた当社ならではの取組みや「アリオ倉敷」の大規模リニューアル計画を推進することで、事業会社としての成長基盤も強化してまいりました。

グループ各社より受託している主な業務の執行状況は以下の通りです。株式会社イトーヨーカ堂の業務においては、同社が推進する「Will Change」施策に対し、ディベロッパーの見地から自営撤退跡区画へのテナント導入や各種コストの効率向上に向けた取組みを2025年の目標達成に向けて着実に遂行しております。また、最大の利益の源泉であるアリオテナントに対する取組みでは、テナントとの定期建物賃貸借契約の満了を迎えた西新井、上尾、八尾、柏、鳳、北砂の6店舗のリニューアルを実施致しました。本リニューアルでは、人気カテゴリーである「食」テナントや、集客力の高い大型テナントを新規に誘致し、SCとしての魅力を高めまいりました。また、その他のSCにおいては「食」テナントをはじめ多様な業種のテナントを積極的に導入し、魅力向上とともに空室の削減にも貢献してまいりました。運営管理業務では、当社の強みである地域貢献につながる取組みを継続して強化しながら、次世代顧客層へのアプローチとして、Z世代やα世代に向けた各種集客策も強化してまいりました。株式会社Peace Deliの業務においては、グループ食品戦略に基づいたセントラルキッチンの開発支援を、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの業務においては、グループが進めるラストワンマイル施策に基づいたネットスーパー向けの配送センターの開発支援を推進いたしました。

自社運営店舗については、株式会社セブン・イレブン・ジャパンと連携した小規模店舗3物件を新たに取得し、自社の成長とともに同社の成長戦略にも貢献いたしました。既存店のセブンパ

ーク天美では、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」に引き下げられたことを好機に、今まで自粛していた「AMAMI STADIUM」を最大限に活用した大規模集客イベントの開催を通して「集客を収益に」する取組みを推進しつつ、空室の削減を進めることで利益水準を着実に高めております。また、アリオ倉敷では大規模リニューアルを計画しており、次年度オープンに向けた準備が本格化しております。今後もSC運営で得たノウハウを蓄積し、新たな取組みや成功事例をグループ各社へ展開してまいります。

これらの結果、当事業年度の営業収益は100億5千4百万円（前年度比3.9%増）。営業利益は1億3千7百万円（同427.8%増）。経常利益は1億2千8百万円（前期は経常損失5百万円）。純利益は3千7百万円（前期は純損失1億5千4百万円）となりました。

(2)対処すべき課題

当社は、グループが掲げるスーパーストア事業の抜本的変革に向けた様々な施策と国内CVS事業の成長戦略に対し、グループ唯一のディベロッパー会社として不動産視点で貢献することが求められております。また、今まで取組みが弱かったグループ各社に対し、当社の不動産に関するあらゆるソリューションの提供を通して、グループシナジーを一層高めていくことが必要となっております。自社運営店舗においては、当社旗艦店である「セブンパーク天美」の利益改善に向けた積極的なテナント退入店の仕掛けを行うなど、即効性ある施策を着実に遂行しながら、「アリオ倉敷」では大規模リニューアルを成功させ、長期的な成長軌道に乗せていくことが不可欠となっております。また、既存店舗の収益改善だけでなく、中長期的な成長のための投資も行っております。新店開発においては、創業来培ってきた様々なタイプの開発ノウハウを発展させ、マーケットニーズに適した規模・MDの店舗の出店およびコンバージョンを見据えた既存収益物件の取得も行っております。さらに、新規事業の育成を積極的に推進し、不動産賃貸事業に次ぐ収益事業の開発を進めてまいります。当社はこれらの事業活動を通して、ディベロッパーとしての力を一層強化し、更なる成長とグループ事業に貢献してまいります。

(3)財産および損益の推移

(単位：百万円)

決算年月	第16期 2021年2月期	第17期 2022年2月期	第18期 2023年2月期	第19期 2024年2月期
営業収益	6,421	7,769	9,673	10,054
営業利益	1,033	573	25	137
経常利益	1,001	562	△5	128
当期純利益	543	288	△154	37
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△)	22,660.35円	12,005.41円	△6,358.77円	1,367.69円
総資産	17,245	19,548	19,703	19,737
純資産	6,934	7,222	7,962	7,999

(4)重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社は株式会社イトーヨーカ堂であり、同社は当社の株式を12,240株（議決権比率51%）保有しております。なお、株式会社イトーヨーカ堂の親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングスについても、株式会社イトーヨーカ堂を通じて当社株式を間接的に保有することになるため、当社の親会社となります。

②親会社等との間の取引に関する事項

親会社である株式会社イトーヨーカ堂とは運営管理業務の業務受託契約等を締結しております。株式会社セブン&アイ・ホールディングスとはグループ経営サービス等の提供に関する基本契約等を締結しております。

各取引につきましては、その取引が当社の利害を害することがないように市場価格を勘案し、親会社の担当部門と協議を行い、適正な取引条件の実現を図っております。

当社取締役会は上記の対応により適正な取引実現のために必要な措置が講じられていると判断しております。

③子会社の状況

該当事項はありません。

(5)設備投資の状況

当期に実施した当社の設備投資は、総額7億4千6百万円であります。

主な設備投資は次のとおりであります。

(単位：百万円)

名称	投資額	備考
新店取得	630	東青梅、登戸西、四街道
既存店修繕	69	資本的支出

(6)主要な借入先（2024年2月29日現在）

（単位：百万円）

借入先	借入残高
株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター	6,100

(7)従業員の状況

当期末従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
258名	1名（減）	46才1ヵ月	22年8ヵ月

（注）1. 従業員数は就業人員数（当社への出向者を含む）であります。

2. 上記従業員の他にパートタイマー123名（1日8時間換算による月平均人数）を雇用しております。

3. 出向・転籍者の勤続年数は、出向・転籍前の勤続年数を含んでおります。

2. 会社の株式に関する事項

(1)株式の状況（2024年2月29日現在）

①発行可能株式総数 100,000株

②発行済株式総数 27,070株

（普通株式24,000株、A種類株式3,070株）

③株主数 2名

④大株主

株主名	持株数		
	普通株式	A種類株式	合計
株式会社イトーヨーカ堂	12,240株	—	12,240株
株式会社 セブン&アイ・ホールディングス	11,760株	3,070株	14,830株

※A種類株式は無議決権株式であります。

3. 会社役員の様況

(1) 取締役および監査役の様況（2024年2月29日現在）

地位	氏名	会社における担当および重要な兼職の様況
代表取締役社長	泉井 清志	
取締役	井上 了徳	当社営業本部長 株式会社セブンカルチャーネットワーク 取締役 株式会社そごう・西武 取締役 アイング株式会社 取締役
取締役	新井 浩且	当社管理本部長
取締役	石橋誠一郎	株式会社イトーヨーカ堂 取締役副会長 株式会社セブン&アイ・ホールディングス 常務執行役員 株式会社ヨークベニマル 取締役
取締役	逸見 弘剛	株式会社イトーヨーカ堂 執行役員 店舗戦略部長 五所川原街づくり株式会社 取締役
監査役	北村 精司	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 法務部 法務オフィサー

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

辞任 2023年7月31日付 取締役 大橋 尚司
2024年2月29日付 取締役 新井 浩且
2024年2月29日付 取締役 逸見 弘剛

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

(単位：百万円)

区分	支給人員	当事業年度の支払報酬等の額
取締役	3名	67.5

①取締役の報酬限度額は年額100百万円であります。②支払額には役員賞与を含みます。

II. 業務の適正を確保するための体制

1. 当社は、会社法に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、次のとおり決議いたしております。

(1) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①当社およびセブン&アイ・グループ各社は、「社是」および「企業行動指針」等において、信頼される誠実な企業であり続けるために、経営倫理を尊重した企業行動に徹し、法令・ルール、社会的規

範を遵守し、社会から求められる企業の社会的責任を果たすことを宣言し、これに基づき、株式会社セブン&アイ・ホールディングス（以下「HD」といいます。）のCSR統括委員会を中核とする体制を構築・整備・運用し、内部通報制度の運用、公正取引の推進および企業行動指針・各社ガイドラインの周知を通じて、一層のコンプライアンスの徹底を図ります。

- ②当社およびセブン&アイ・グループ各社は、いわゆる反社会的勢力とは、一切関係を持たないことを宣言し、不当要求等に対しては明確に拒絶するとともに、警察、弁護士等外部専門機関との連携により、民事・刑事両面からの法的対応を速やかに実施します。
- ③業務執行部門から独立した当社またはHDの内部監査部門が、当社およびセブン&アイ・グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施し、確認を行います。
- ④当社およびセブン&アイ・グループ各社の監査役は、自社の取締役の職務執行が法令および定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努めます。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理ならびに子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①当社およびセブン&アイ・グループ各社は、株主総会議事録、取締役会議事録その他作成・保管が法定されている文書（電磁的記録を含み、以下同様とします。）、ならびに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書および情報については、法令および情報管理基本規程に基づき、それぞれ適正に作成・保存・管理します。
- ②当社およびセブン&アイ・グループ各社は、業務情報の管理を統括し、情報管理に関する企画、立案および推進を統括する者として、各社に情報管理統括責任者を置くとともに、HDの情報管理統括責任者が、同社の情報管理委員会を中核としてグループ全体の業務情報管理を統括するものとし、重要な情報の網羅的な収集開示部門による適時・正確な情報開示の実効性を高め、営業秘密・個人情報等重要な情報の安全な管理等も踏まえた統合的な情報管理を行うものとし、当社はこれらについて適切に協働します。また、情報管理の実施状況等については、定期的に取り締役会および監査役に報告を行います。
- ③当社およびセブン&アイ・グループ各社の取締役および使用人は、セブン&アイ・グループ各社に係る重要な事項が生じたときは、HDの情報管理統括責任者に報告するものとします。

(3) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社およびセブン&アイ・グループ各社における経営環境およびリスク要因の変化を踏まえ、各事業におけるリスクを適正に分析・評価し、的確に対応するため、リスク管理の基本規程に基づき、HDのリスクマネジメント委員会を中核とする統合的なリスク管理体制を構築・整備・運用します。
- ②リスクの管理状況について、定期的に取り締役会および監査役に報告する体制を構築・整備・運用するとともに、取締役会、取締役および業務執行部門の責任者は、業務執行に伴うリスクについて十分に分析・評価を行い、迅速に改善措置を実施します。
- ③事業の重大な障害、重大な事件・事故、重大な災害等が発生した時には、当社およびセブン&アイ・グループ全体における損害を最小限に抑えるため、危機管理本部を設置し、直ちに業務の継続に関する施策を講じます。

(4) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社およびセブン&アイ・グループ各社は、決裁権限規程等において、取締役および執行役員の決

裁権限の内容、ならびに各業務に関与すべき担当部門等を明確かつ適切に定めることで、業務の重複を避け、機動的な意思決定・業務遂行を実現します。

- ②HDの取締役会は、会社の持続的な成長を確保するため、当社およびセブン&アイ・グループにおける重点経営目標および予算配分等について定めるとともに、HDの取締役および業務執行部門の責任者からの定期的な報告等を通じて、業務執行の効率性および健全性を点検し、適宜見直しを行い、当社はこれらについて適切に協働します。
- ③当社の取締役会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会または書面による取締役会決議を実施し、迅速な意思決定を行い、効率的な業務執行を推進します。なお、取締役会の具体的な運営については、当社定款および取締役会規則等に従います。

(5) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団の財務報告の適正性を確保するための体制

- ①当社およびセブン&アイ・グループ各社は、株主・投資家・債権者等のステークホルダーに対し、法令等に従い適時に信頼性の高い財務報告を提供できるようにするため、財務報告に係る内部統制の構築規程等に従い、適正な会計処理および財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用します。
- ②業務執行部門から独立したHDの内部監査部門が、当社およびセブン&アイ・グループの財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施し、確認を行い、当社はこれらについて適切に協働します。
- ③財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項について取締役、監査役および会計監査人間で適切に情報共有を行います。

(6) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき専任の使用人を置くことを求めたときはこれに応じます。

(7) 当社監査役の職務を補助すべき使用人の当社取締役からの独立性および指示の実効性確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事およびその変更については、監査役の同意を要するものとします。また、当該使用人は当社の就業規則に従いますが、当該使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとし、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前に協議したうえ実施するものとします。

(8) 監査役への報告に関する体制

- ①当社取締役および使用人が当社監査役に報告をするための体制
当社の取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役または使用人の不正行為、法令・定款違反行為等を発見したときは、所定の手続により、当社監査役に報告するものとします。
- ②当社および当社の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社およびHDの監査役に報告をするための体制
HDの子会社の取締役、監査役および使用人は、セブン&アイ・グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、セブン&アイ・グループ各社における不正行為、法令・定款違反行為等を発見したときは、所定の手続により、当社およびHDの監査役に報告するものとします。
- ③内部通報制度を通じた当社およびHDの監査役への報告体制

HDの取締役および使用人ならびにHDの子会社各社の取締役、監査役および使用人は、HDおよびHDの子会社各社の業務に関し、法令・社会的規範・社内規程等に違反する行為を発見したときは、HDの定める内部通報制度を利用することができ、内部通報制度の運営事務局は、社内規程に従い、その通報内容および運用状況をHDの監査役に報告するものとします。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社およびセブン&アイ・グループ各社は、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けることがないように、社内規程に定めを置く等により適切に対処します。

(10) 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用は当社が負担します。

(11) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換を行います。
- ② 当社の監査役は、内部監査部門と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができるものとします。
- ③ HDの監査役およびHDの子会社各社の監査役は定期的に会合を持ち、その他随時連携して企業集団における適正な監査を実施します。
- ④ 当社の監査役は、必要に応じ、会計監査人・弁護士に相談をすることができ、その費用は当社が負担するものとします。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 当社における企業統治の状況

当社の取締役会は、5名の取締役で構成されています。変化の激しい経営環境の中でも迅速な意思決定と業務執行ができるように執行役員制度を導入し、取締役会は経営戦略の立案と業務執行を監督し、取締役兼務者を含む7名の執行役員は業務を執行しています。当社は、決裁権限規程等において、取締役の決裁権限の内容、ならびに各業務に関与すべき担当部門等を明確かつ適切に定め、業務の重複を避け、機動的な意思決定・業務遂行を実施しております。当社取締役会は、当社における重点経営目標および予算配分等を定め、取締役および業務執行部門の責任者からの報告等を通じて、業務執行の効率性および健全性の点検、見直しを含め、経営の重要課題に取り組みました。監査役は、監査役監査基準を軸に経営をモニタリングしています。監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席することに加え、代表取締役との意見交換や、取締役および業務執行部門の責任者から業務執行状況を聴取し、監査計画に基づき、当社における業務・財産の状況調査を実施しています。

(2) 内部監査機能の状況

当社は、内部統制部門によるコンプライアンスに関わるモニタリングを様々な視点から日常的に実施しており、必要に応じて該当部門へ説明を求め、改善を図っております。

(3) 内部監査、監査役監査、および会計監査の相互連携等

当社は、監査の質的向上を図るため、監査役および会計監査人が、定期的にミーティングを開催す

る等により、相互に情報交換を積極的に行い、緊密な連携を図っております。当該ミーティングでは、監査役は、会計監査人より会計監査の実施状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求めております。

また、当社は、定期的に会計監査報告会を開催しており、当該報告会には代表取締役、監査役のほか、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの経理部門が出席し、会計監査人から会計監査の報告を受け、会計監査の結果等について確認を行っております。

また、当社の内部統制部門は、随時、コンプライアンス等に関わる日常のモニタリングの状況を監査役へ報告を行っており、当社の監査役からの質問等に対し説明を行っております。

(4) 各種委員会における取組み

当社は、「リスクマネジメント委員会」「情報管理委員会」「CSR統括委員会」「エンゲージメント向上委員会」を設置しており、これら委員会は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの各委員会と連携しながら、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

① リスクマネジメント委員会

当社は、経営環境およびリスク要因の変化を踏まえ、各事業におけるリスクを適正に分析・評価し、的確に対応するため、リスク管理の基本規程に基づき、リスクマネジメント委員会を中核とする統合的なリスク管理体制を構築・整備・運用しております。

リスクマネジメント委員会では、事業の継続を脅かし、持続的成長の妨げになるすべての事象をリスクとして認識し、包括的かつ統合的なリスク管理の強化に努めています。

当事業年度は、リスクマネジメント体制を強化すべく、役職員のリスクに関する知識向上のため研修を実施いたしました。またグループの内部環境の変化や事業拡大に伴うステークホルダーへの影響拡大に対応すべくリスク管理基本規程等の改定を行いました。

引き続きリスク管理強化に向け、中長期的な観点から、リスク課題の抽出、課題解決に向けた対応策の検討を各部門と一体となり取り組むことで、全体のリスク低減に努めてまいります。

② 情報管理委員会

情報管理委員会では、情報管理体制の維持・向上を目的に、デジタル・サイバーセキュリティと非デジタル・物理運用の両面に渡る活動を推進しております。

当事業年度は、かねてから推進していた統合OA環境の導入が全店舗で完了し、情報共有・業務効率の向上とセキュリティの強化を図る体制を整えました。

またセキュリティの一層の強化を目的に、情報セキュリティ管理細則や個人情報保護要領の改訂や生成AI活用のガイドラインを制定いたしました。

これらの改訂内容の周知も含めた情報セキュリティ研修を、各部の会議等で対面形式で行い今後も更なるセキュリティの強化を図れる体制を整備してまいります。

③ CSR統括委員会

CSR統括委員会では、従業員へのコンプライアンスに対する意識付けを目的に、公正取引に関する教育を行い、啓蒙活動を推進しております。

当事業年度は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づくCO₂排出量の報告義務に対応するため、当社の排出量の実態把握や、必要となるエネルギー管理士の資格保持者を増やすことなど、法令対応の準備を行いました。

④ エンゲージメント向上委員会

より働きがいのある職場、働きやすい職場を目指し、各店・各部の課題に優先順位をつけ取組み

を続けております。また、定期的に全従業員に対してエンゲージメントに関わる調査を実施しており、結果を分析しながら改善に向けた行為に結び付けております。

当事業年度は、より一層の部門・役職間のコミュニケーションや業務環境の改善を目的とした、店舗と本社の社員によるオフサイトミーティングを実施いたしました。また若手社員と経営者が対話をする座談会を定期的の実施いたしました。

Ⅲ. 会計監査人の状況

名称	報酬等の額
有限責任あずさ監査法人	960万円

第 19 期事業報告の附属明細書

〔 自 2023年3月 1日
至 2024年2月29日 〕

当事業年度において、記載すべき重要事項はありません。



あずさ監査法人

独立監査人の監査報告書

株式会社セブン&アイ・クリエイイトリンク

第19期

自 2023年3月1日

至 2024年2月29日

有限責任 あずさ監査法人

2024年4月

本監査報告書(電子署名が付されているものを含む)については、法令等に基づき利用する場合及び行政又は司法機関の命令若しくは要請等に応じる場合を除き、当監査法人が指定する事前の書面による承諾なく、Web掲載を含む転載等又は第三者に対して報告書等の全部若しくは一部を問わず開示、引用、要約、翻訳、言及若しくは配布してはならない。

独立監査人の監査報告書

2024年4月11日

株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 村 大 輔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セブン&アイ・クリエイトリンクの2023年3月1日から2024年2月29日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

2023年3月1日から2024年2月29日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている内部統制システム（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月18日

株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク

監査役

北村 精司 

別紙 3

1. 株式会社ヨーク・ホールディングスを株式交換完全親会社、セブン&アイ・クリエイトリックを株式交換完全子会社とする株式交換

セブン&アイ・クリエイトリックは、株式会社ヨーク・ホールディングス(以下「ヨーク・ホールディングス」といいます。)との間で、ヨーク・ホールディングスを株式交換完全親会社、セブン&アイ・クリエイトリックを株式交換完全子会社とする株式交換(効力発生日：2025年2月28日)に関し、ヨーク・ホールディングスと2025年1月9日付で株式交換契約書を締結し、(i)2025年1月31日開催予定のセブン&アイ・クリエイトリックにおける株主総会において同株式交換に係る議案が承認可決されること、(ii)株式会社イトーヨーカ堂(以下「イトーヨーカ堂」といいます。)から当会社に対する、イトーヨーカ堂が保有するセブン&アイ・クリエイトリックの株式の全部を対象とする現物配当の効力発生、及び、(iii)本件分割の効力発生を条件として、同株式交換を実施する予定です。

以 上

別紙 4

1. 当会社の連結子会社である 7-Eleven, Inc.による Sunoco LP からの事業取得

当会社の連結子会社である 7-Eleven, Inc.は、Sunoco LP との間で、2024 年 1 月 11 日付で、Sunoco LP が保有するコンビニエンスストア事業及びガソリン小売事業を 7-Eleven, Inc.に承継させることに関する事業譲渡契約を締結し、同年 4 月 16 日付で、同事業取得を実施しました。

2. 当会社の完全子会社である 7-Eleven International LLC による Convenience Group Holdings Pty Ltd 株式の取得

当会社の完全子会社である 7-Eleven International LLC(以下「7IN」といいます。)は、Convenience Group Holdings Pty Ltd(以下「SEA」といいます。)の株式について、2023 年 11 月 30 日付で、7IN の完全子会社である AR BidCo Pty Ltd をして、R.G. Withers Nominees Pty Ltd との間で、SEA の発行済株式の全部を、AR BidCo Pty Ltd に譲渡することに関し、株式譲渡契約を締結させ、同年 4 月 1 日付で、同株式取得を実施しました。

3. 自己株式の取得

当会社は、2023 年 11 月 30 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項及び当会社の定款の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について以下のとおり決議し、当該決議に従って自己株式の取得を行いました。

① 自己株式の取得を行う理由

利益向上に見合った利益還元を行うことを基本方針とし、中期経営計画において 2023 年から 2025 年度累計の総還元性向 50%以上を目指すため。

② 取得に係る事項の内容

- i. 取得対象株式の種類：普通株式
- ii. 取得し得る株式の総数：2,500 万株(上限)
- iii. 株式の取得価額の総額：1,100 億円(上限)
- iv. 取得期間：2023 年 12 月 1 日～2024 年 5 月 31 日
- v. 取得方法：東京証券取引所における市場買付け

4. 自己株式の消却

当会社は、2024 年 6 月 13 日開催の取締役会において、会社法第 178 条の規定に基づき、自己株式消却に係る事項について以下のとおり決議し、当該決議に従って自己株

式の消却を行っております。

- ① 消却対象株式の種類：普通株式
- ② 消却する株式の総数：28,670,700株
- ③ 消却予定日：2024年6月28日

5. 特別損失の計上

当社は、2024年8月8日開催の取締役会において、ネットスーパー事業から撤退することを決議し、2025年2月期中間期の当社の連結決算において、当該撤退に関し約450億円の特別損失（関係会社事業関連損失）を計上しました。

6. 株式会社セブン&アイ・エナジーマネジメントの設立

当社は、当社の完全子会社として、再生可能エネルギー調達拡大を目的に、新たに小売電気事業会社である株式会社セブン&アイ・エナジーマネジメントを以下のとおり設立しました。

- ① 商号：株式会社セブン&アイ・エナジーマネジメント
- ② 所在地：東京都千代田区二番町8番地8
- ③ 代表者：代表取締役 伊藤 順朗
- ④ 設立日：2024年8月1日
- ⑤ 資本金：4億円

7. ヨーク・ホールディングスの設立

当社は、2024年10月10日開催の経営会議において、当社の完全子会社として、当社グループの食品スーパーマーケット事業及び専門店・その他事業を統括する中間持株会社の設立を決議し、当該決議に従って、ヨーク・ホールディングスを以下のとおり設立しました。

- ① 商号：株式会社ヨーク・ホールディングス
- ② 所在地：東京都千代田区二番町8番地8
- ③ 代表者：代表取締役会長 伊藤 順朗
- ④ 設立日：2024年10月11日
- ⑤ 資本金：1億円

8. 当社に対する、株式会社セブン・イレブン・ジャパンの保有するセブンカルチャーネットワークの株式の全てを配当財産とする現物配当

株式会社セブン-イレブン・ジャパン(以下「セブン-イレブン・ジャパン」といいます。)は、同社の親会社である当会社に対し、セブン-イレブン・ジャパンが保有するセブンカルチャーネットワークの株式の全てを配当財産とする現物配当(効力発生日：2025年2月26日)に関し、2025年1月31日開催予定のセブン-イレブン・ジャパンにおける株主総会において同現物配当に係る議案が承認可決されることを条件として、同現物配当を実施する予定です。

9. 当会社に対する、イトーヨーカ堂の保有するセブンカルチャーネットワークの株式、セブン&アイ・クリエイトリンクの株式、株式会社赤ちゃん本舗の株式及び株式会社テルベの株式の全てを配当財産とする現物配当

イトーヨーカ堂は、同社の親会社である当会社に対し、イトーヨーカ堂が保有するセブンカルチャーネットワークの株式、セブン&アイ・クリエイトリンクの株式株式会社赤ちゃん本舗(以下「赤ちゃん本舗」といいます。)の株式及び株式会社テルベ(以下「テルベ」といいます。)の株式の全てを配当財産とする現物配当(効力発生日：2025年2月26日)に関し、2025年1月31日開催予定のイトーヨーカ堂における株主総会において同現物配当に係る議案が承認可決されることを条件として、同現物配当を実施する予定です。

10. 株式会社セブン&アイ・ネットメディアを吸収分割会社、当会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

当会社は、株式会社セブン&アイ・ネットメディア(以下「セブン&アイ・ネットメディア」といいます。)との間で、セブン&アイ・ネットメディアが保有するセブンカルチャーネットワークの株式の全部を当会社に承継させる吸収分割(効力発生日：2025年2月26日)に関し、セブン&アイ・ネットメディアと2025年1月9日付で吸収分割契約書を締結し、同吸収分割を実施する予定です。

11. 当会社を吸収分割会社、ヨーク・ホールディングスを吸収分割承継会社とする吸収分割

当会社は、ヨーク・ホールディングスとの間で、当社が保有する赤ちゃん本舗、株式会社ロフト及び株式会社シェルガーデンの株式の全部をヨーク・ホールディングスに承継させる吸収分割(効力発生日：2025年2月28日)に関し、ヨーク・ホールディングスと2025年1月9日付で吸収分割契約書を締結し、(i)2025年1月31日開催予定のヨーク・ホールディングスにおける株主総会において同吸収分割に係る議案が承認可

決されること、及び、(ii) イトーヨーカ堂からセブン&アイ・ホールディングスに対する、イトーヨーカ堂が保有する赤ちゃん本舗の株式の全部を対象とする現物配当の効力発生を条件として、同吸収分割を実施する予定です。

12. 当会社に対する、株式会社ヨークベニマル及び株式会社セブン&アイ・フードシステムズの保有するテルベの株式の全てを配当財産とする現物配当

株式会社ヨークベニマル(以下「ヨークベニマル」といいます。)及び株式会社セブン&アイ・フードシステムズ(以下「セブン&アイ・フードシステムズ」といいます。)は、同社の親会社である当会社に対し、ヨークベニマル及びセブン&アイ・フードシステムズがそれぞれ保有するテルベの株式の全てを配当財産とする現物配当(効力発生日：2025年2月26日)に関し、ヨークベニマル及びセブン&アイ・フードシステムズにおいて2025年1月31日にそれぞれ開催予定の各社における株主総会において同現物配当に係る議案が承認可決されることを条件として、同現物配当を実施する予定です。

以 上